

松阪市飯南体育センター条例

改正後	改正前																						
<p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第3条 センターの使用時間及び定期休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 使用時間 施設等の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 使用料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>別表第1（第3条関係） 使用時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館 トレーニング室兼 卓球練習場</td> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">9時から12時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">13時から17時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">18時から22時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	時間区分	時間	体育館 トレーニング室兼 卓球練習場	午前	9時から12時まで	午後	13時から17時まで	夜間	18時から22時まで	<p>(使用時間及び定期休日)</p> <p>第3条 センターの使用時間及び定期休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 使用時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催するもの</p> <p>(2) 市内の学校が主催するもの</p> <p>(3) その他教育委員会が認めるもの</p> <p>別表（第6条関係） 使用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">午前9時～午前5時</th> <th style="text-align: center;">午後5時～午後10時</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり 220円</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり 330円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室 卓球練習場</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり 110円</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり 220円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前9時～午前5時	午後5時～午後10時	備考	体育館	1時間当たり 220円	1時間当たり 330円		トレーニング室 卓球練習場	1時間当たり 110円	1時間当たり 220円	
施設名	時間区分	時間																					
体育館 トレーニング室兼 卓球練習場	午前	9時から12時まで																					
	午後	13時から17時まで																					
	夜間	18時から22時まで																					
施設名	午前9時～午前5時	午後5時～午後10時	備考																				
体育館	1時間当たり 220円	1時間当たり 330円																					
トレーニング室 卓球練習場	1時間当たり 110円	1時間当たり 220円																					

改正後

改正前

別表第2（第6条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
体育館	午前	610円
	午後	740円
	夜間	990円
トレーニング室兼 卓球練習場	午前	490円
	午後	630円
	夜間	660円

備考 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により
定めた使用料の合計額とする。